

新規上場申請のための四半期報告書

G V A T E C H株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年11月21日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自 2024年1月1日 至2024年3月31日)

【会社名】 G V A T E C H株式会社

【英訳名】 G V A T E C H, I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山本 俊

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉 侑輝

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

【電話番号】 03-6274-8260

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 板倉 侑輝

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	2
第3【提出会社の状況】	3
1【株式等の状況】	3
2【役員の状況】	20
第4【経理の状況】	22
1【四半期財務諸表】	23
2【その他】	27
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	28
四半期レビュー報告書	巻末

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第1四半期 累計期間	第7期
会計期間		自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高	(千円)	226,721	728,243
経常損失(△)	(千円)	△105,341	△430,188
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△105,474	△431,536
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	4,000	4,000
発行済株式総数	(株)	3,502,577	3,502,577
純資産額	(千円)	228,031	333,506
総資産額	(千円)	805,430	1,018,758
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△30.11	△137.69
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純損失	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	23.4	28.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間（2024年1月1日～2024年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の沈静化により国内の経済・消費活動は正常化が進み、景況感が回復してきた一方で、世界的な資源価格の高騰や不安定な為替の動向、商品・サービスの値上げによる物価高等により依然先行き不透明な状況が続いています。

このような環境下、当社におきましては、中堅企業から大手企業をターゲットにしたSaaSサービスである『OLGA』及び中小企業向けのサービスである『GVA法人登記』の各主要サービスにおいて、広告宣伝費や人員の先行投資を継続的に行いました。

このような取り組みの結果、当期における売上高は226,721千円となる一方で、営業損失は103,041千円、経常損失は105,341千円、当期純損失は105,474千円となっております。

なお、当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における資産合計は前事業年度に比べ213,327千円減少し、805,430千円となりました。

これは主に、売掛金が10,192千円及び無形固定資産が45,280千円増加する一方で、現金及び預金が268,798千円減少したことによるものです。

負債合計は前事業年度末に比べ107,853千円減少し、577,398千円となりました。これは主に、借入金が92,066千円減少したことによるものです。

純資産合計は前事業年度末に比べ105,474千円減少し、228,031千円となりました。これは、四半期純損失によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針及び経営戦略について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,453,490
A種優先株式	500,000
A2種優先株式	80,047
A3種優先株式	321,750
B種優先株式	870,270
C種優先株式	774,443
計	100,000,000

(注) 2024年9月17日開催の臨時株主総会決議により、2024年10月2日付でA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。また、同株主総会決議に基づき、普通株式の発行可能株式総数の減少に係る定款変更が行われ、2024年10月2日付で発行可能株式総数は82,253,490株減少し15,200,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,412,084	3,820,498	非上場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	286,101	—	非上場	—
A2種優先株式	80,047	—	非上場	—
A3種優先株式	321,750	—	非上場	—
B種優先株式	628,161	—	非上場	—
C種優先株式	774,434	—	非上場	—
計	3,502,577	3,820,498	—	—

(注) 1. 2024年6月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、普通株式が289,000株増加しております。

- 2024年9月17日開催の取締役会において、A種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年10月2日付で自己株式として取得し、対価として定款に定められた普通株式への転換請求権の比率に応じた数の普通株式をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
- 2024年9月17日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款により定めた内容及びA種優先株式、A2種優先株式、A3種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の内容は以下のとおりです。また、下記VI、種類株主総会に記載の通り、会社法第322条第2項に規定する事項を定款に定めております。

(A種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。

2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順

位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。

3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のA種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初734円とする。

III 取得価額等の調整

「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによ

る場合、A種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済A種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A種優先株主は、当社株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(A2種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることとなる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優

先登録質権者、A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者、A 3 種優先株主又は A 3 種優先登録質権者、B 種優先株主又は B 種優先登録質権者及び C 種優先株主又は C 種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A 2 種優先株主又は A 2 種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A 2 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定める A 2 種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. A 2 種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A 2 種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A 2 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A 2 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A 2 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 A 2 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A 2 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 A 2 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 2 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行 A 2 種} \quad \text{当該調整} \quad \text{新発行 A 2 種} \quad \text{1 株当たり} \\ \text{優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行 A 2 種優先株式数} + \text{新発行 A 2 種優先株式数}}$$

(3) 第 1 号及び第 2 号における調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A 2 種優先株主は、A 2 種優先株主となった時点以降いつでも、保有する A 2 種優先株式の全部又は一部につき、当社が A 2 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A 2 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A 2 種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A 2 種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各 A 2 種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A 2 種取得比率} = \frac{\text{A 2 種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号の A 2 種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初 1,032 円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定める A 2 種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A 2 種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A 2 種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する

ものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済A2種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A2種優先株式数変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づきA2種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)A2種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA2種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A2種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A2種優先株式の基準価額も取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はA2種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA2種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A2種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当

会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A 2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A 2種優先株主は、当会社株主総会において、A 2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 2種優先株主にはA 2種優先株式又はA 2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 3種優先株主にはA 3種優先株式又はA 3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 2種優先株主にはA 2種優先株式又はA 2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 3種優先株主にはA 3種優先株式又はA 3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(A 3種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A 2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A 2種優先分配額」という。）を、A 3種優先株式1株につき金777円（以下「A 3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者及びA 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A 2種優先分配額、A 3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることとなる場合には、A種優先株式1株、A 2種優先株式1株、A 3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A 2種優先分配額、A 3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、A 3種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「Ⅱ普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA 3種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
4. A 3種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - (1) A 3種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A 3種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数

(自己株式を除く)を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数(自己株式を除く)で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A3種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。)を行ったときは、A3種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の

「既発行A3種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式(A3種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A3種優先株式数」は「処分する自己株式(A3種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A3種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A3種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A3種優先株式数} + \text{新発行A3種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

A3種優先株主は、A3種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA3種優先株式の全部又は一部につき、当社がA3種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A3種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A3種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数(以下「A3種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A3種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A3種取得比率} = \frac{\text{A3種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のA3種優先株式の基準価額及び取得価額(以下「取得価額」という。)は、当初777円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA3種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A3種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A3種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合(無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済A3種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済A3種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA3種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づきA3種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)A3種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA3種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われぬ。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A3種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A3種優先株式の基準価額も取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はA3種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA3種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A3種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のA3種優先株式の全部を取得し、引換えにA3種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、A3種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

A3種優先株主は、当会社株主総会において、A3種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。
3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(B種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。
2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者、A3種優先株主又はA3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A2種優先分配額」という。）を、A3種優先株式1株につき金777円（以下「A3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A2種優先株式1株、A3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A2種優先分配額、A3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。
3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びA3種優先株主又はA3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
4. B種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - (1) B種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{\text{発行済株式総数（自己株式を除く）}}{\text{分割・併合・無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）}}$$

- (2) B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己

株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行B種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行B種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のB種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初777円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、B種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済B種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済B種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等が発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」

とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。
 上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきB種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)B種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するB種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われ

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はB種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のB種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

- ① 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV 普通株式と引換えにする取得

当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅱ 普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅲ 取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V 議決権

B種優先株主は、当会社株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI 種類株主総会

1. 当会社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。
2. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII 株式の分割、併合及び株主割当て等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優

先株主にはA 2種優先株式又はA 2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 3種優先株主にはA 3種優先株式又はA 3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

3. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 2種優先株主にはA 2種優先株式又はA 2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 3種優先株主にはA 3種優先株式又はA 3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(C種優先株式)

I 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、金2,066円（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。

2. 前項による分配の後、当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者、A 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、同順位にて、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金734円（以下「A種優先分配額」という。）を、A 2種優先株式1株につき金1,032円（以下「A 2種優先分配額」という。）を、A 3種優先株式1株につき金777円（以下「A 3種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金1,165円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。ただし、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者及びA 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配しようとするA種優先分配額、A 2種優先分配額、A 3種優先分配額及びB種優先分配額の合計額が、残余財産の総額を超えることになる場合には、A種優先株式1株、A 2種優先株式1株、A 3種優先株式1株及びB種優先株式1株にそれぞれ分配される残余財産の金額が、A種優先分配額、A 2種優先分配額、A 3種優先分配額及びB種優先分配額の比率となるように按分して分配する。

3. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A 2種優先株主又はA 2種優先登録質権者及びA 3種優先株主又はA 3種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、C種優先分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「II普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

4. C種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) C種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) C種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行C種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行C種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行C種優先株式数} + \text{新発行C種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

II 普通株式と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{C種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号のC種優先株式の基準価額及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初1,033円とする。

III 取得価額等の調整

「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、C種優先株式の取得請求権の行使、及び潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含む。但し、株式無償割当てを除く。）。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。以下本②において同じ。）と、(ii)発行済C種優先株式（自己株式を除く。以下本②において同じ。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済C種優先株式数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等が発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「II 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきC種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当会社、当会社の子会社又は当会社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。）の役員、使用人、アドバイザー等に対して、ストックオプション目的の新株予約権その他の潜在株式等（当該潜在株式等の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）を発行する場合、又は(ii)C種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するC種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

C種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合C種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$

(3)その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合は取締役の決定）に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はC種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のC種優先株式の経済的価値を損なわないものでなければならない。

①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）が判断する場合。

IV普通株式と引換えにする取得

当社は、C種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決（取締役会設置会社でない場合は取締役決定）され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合は取締役）の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「II普通株式と引換えにする取得請求権」及び「III取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

V議決権

C種優先株主は、当社株主総会において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VI種類株主総会

1.当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

2.当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

VII株式の分割、併合及び株主割当て等

1.当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

2.当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本VIIにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

3.当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A3種優先株主にはA3種優先株式又はA3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月1日 ～ 2024年3月31日	—	普通株式 1,412,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	—	4,000	—	995,102

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,412,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	普通株式 1,412,084 A種優先株式 286,101 A2種優先株式 80,047 A3種優先株式 321,750 B種優先株式 628,161 C種優先株式 774,434	「1(1)②発行済株式」を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,502,577	—	—
総株主の議決権	—	3,502,577	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員 の 異 動 は あ り ま せ ン 。 な お 、 当 四 半 期 報 告 書 提 出 日 ま で の 役 員 の 異 動 は 、 次 の と お り で あ り ま す 。

(1) 新 任 役 員

役職名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	任 期	所 有 株 式 数	就 任 年 月 日
取締役	秦野 元秀 (1967年9月13日生)	1991年4月 泉証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 入社 2001年4月 株式会社イーコンテクト (現・株式会社デジタルガレージ) 入社 2006年9月 同社取締役兼経営企画本部長 就任 2008年12月 株式会社駅探 入社 2009年10月 同社取締役兼コーポレート部長 就任 2016年10月 株式会社Gunosy入社 2018年4月 K I Y O ラーニング株式会社 入社 2018年6月 同社取締役兼管理部長 就任 2024年4月 当社取締役 就任 (現任)	※3	—	2024年3月29日
取締役	菅原 貴与志 (1960年3月18日生)	1991年4月 全日本空輸株式会社 入社 1996年3月 弁護士登録 (東京弁護士会) 1996年3月 小林綜合法律事務所入所 (現職) 2001年4月 慶応義塾大学総合政策学部講師 就任 2004年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 就任 2010年4月 ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任 2020年8月 株式会社ケイブ 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年3月 湧永製薬株式会社 社外監査役 就任 (現任) 2022年4月 慶応義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任 (現任) 2023年4月 日本大学特任教授 就任 (現任) 2024年4月 当社取締役 就任 (現任) 2024年6月 高岡法科大学客員教授 就任 (現任)	※3	—	2024年3月29日
監査役	礮村 奈穂 (1986年1月8日生)	2008年12月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2017年12月 礮村奈穂公認会計士事務所 設立 2017年12月 株式会社サイバー・バズ 常勤監査役 就任 2020年4月 WEspoir合同会社設立 代表就任 (現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2023年3月 アディッシュ株式会社 監査役 就任 (現任) 2024年4月 当社取締役 就任 (現任)	※4	—	2024年3月29日

(注) 1 取締役菅原 貴与志氏は、社外取締役であります。

2 監査役礮村 奈穂氏は、社外監査役であります。

3 取締役の任期は、就任の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は、就任の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役経営企画部長	取締役CFO	板倉 侑輝	2024年4月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、みおぎ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	536,609	267,810
売掛金	62,522	72,715
商品	5,513	1,504
前渡金	-	12,095
前払費用	31,402	26,923
その他	11,876	289
流動資産合計	647,924	381,338
固定資産		
有形固定資産	4,256	12,351
無形固定資産	356,834	402,115
投資その他の資産	9,744	9,626
固定資産合計	370,834	424,092
資産合計	1,018,758	805,430

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,071	1,403
短期借入金	101,235	66,668
1年内返済予定の長期借入金	104,736	63,016
未払金	93,348	97,084
未払費用	577	-
未払法人税等	530	132
未払消費税等	4,325	1,516
契約負債	123,840	107,380
預り金	3,970	4,358
流動負債合計	433,635	341,560
固定負債		
長期借入金	251,617	235,838
固定負債合計	251,617	235,838
負債合計	685,252	577,398
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	995,102	995,102
利益剰余金	△704,847	△810,322
株主資本合計	294,254	188,779
新株予約権	39,252	39,252
純資産合計	333,506	228,031
負債純資産合計	1,018,758	805,430

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
売上高	226,721
売上原価	76,590
売上総利益	150,130
販売費及び一般管理費	253,172
営業損失(△)	△103,041
営業外収益	
受取利息及び配当金	2
その他	16
営業外収益合計	18
営業外費用	
支払利息	2,269
その他	49
営業外費用合計	2,319
経常損失(△)	△105,341
税引前四半期純損失(△)	△105,341
法人税、住民税及び事業税	132
法人税等調整額	-
法人税等合計	132
四半期純損失(△)	△105,474

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当事業年度
	(自 2024年1月1日
	至 2024年3月31日)
減価償却費	27,286千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

当社はリーガルテック事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	当事業年度
Legaltech Saas事業	109,599
登記事業	117,121
顧客との契約から生じる収益	226,721
外部顧客への売上高	226,721

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△30円11銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△105,474
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△105,474
普通株式の期中平均株式数(株)	3,502,577
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年11月14日

GVA TECH 株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

横手 宏典

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中村 謙介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGVA TECH株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、GVA TECH株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上